

別記様式第7号（計画を定めた際に行う公告（第7条関係））

川崎町告示第21号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年6月11日

川崎町長 小山 修作



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の 存続期間	備考

別紙参照

2 縦覧場所 川崎町農林課、川崎町のホームページ

3 本公告により、川崎町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

（備考）

- 1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。